

明るい選挙推進機関紙



白ばら

号 外

平成25年6月25日発行

小千谷市選挙管理委員会

7月21日(日)
参議院議員
通常選挙

日本の未来をつくる
あなたの一票



投票時間／午前7時～午後8時
(一部の投票所は午後6時または午後7時まで)

●投票所入場券をお送りします

- ▷投票所の入場券は、7月1日(月)～3日(水)ころまでにお手元に届くように郵送する予定です。
- ▷圧着したハガキを世帯主あてに郵送します。ハガキを開くと、1枚につき最大6人分の入場券が印刷されています。早めに開封し、お名前などをご確認ください。また、投票当日は各自切り取って投票所へお持ちください。
- ▷期日前投票の際には、できるだけお持ちください。

選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会☎83-0381

(投票日当日☎83-0002)

参議院議員通常選挙

新潟県選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2つの選挙によって議員を選びます。棄権することなく投票しましょう。

●新潟県選出議員選挙（選挙区選挙）

選挙区選挙は、都道府県単位を選挙区として合計73人を選出します。新潟県選挙区では2人の議員を選びます。

●比例代表選出議員選挙（比例代表選挙）

比例代表選挙は、全国を1つの選挙区として合計48人を選出します。候補者名または政党等の名称のどちらかを書いて投票し、両方の得票数の合計により各政党等の当選者数が決まります。当選者は候補者名での得票数により決定されます。

投票の順序

①はじめに選挙区選挙の投票をします
薄い黄色の投票用紙に候補者名を書いて投票します。

候補者名



②次に比例代表選挙の投票をします

白色の投票用紙に候補者名か政党等の名称のいずれかを書いて投票します。

候補者名か
政党等の名称



※自書することが困難な場合は、係員による「代理投票」ができます。投票所で係員にお申し出ください。

投票できる方

今回の選挙では、次の要件を満たしている方が投票できます。

①日本国民で、平成5年7月22日以前に生まれた方

②平成25年4月3日以前から引き続き小千谷市に住所があり、選挙人名簿に登録されている方

③法令で定める欠格事由に該当していない方

住所を移転した方は ご注意ください

■市内へ転入した方

平成25年4月4日以降に転入の届出をした方・小千谷市では投票できませんが、前住所地で投票できる場合があります。

※詳しくは前住所地の選挙管理委員会へご確認ください。

■市外へ転出した方

▽平成25年3月4日までに転出した方・小千谷市では投票できませんが、新住所地で投票できる場合があります。

※詳しくは新住所地の選挙管理委員会へご確認ください。

▽平成25年3月5日以降に転出した方・新住所地の選挙人名簿に登録されていなければ小千谷市で投票できません。

■市内で転居した方

▽平成25年6月17日までに市内転居の届出をした方・新住所地の投票所で投票できます。

▽平成25年6月18日以降に届出をした方・前住所地の投票所で投票することになります。

不在者投票をご利用ください

■市外での不在者投票

投票日当日や期日前投票期間に市内にいない方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

郵送などにより手続きを行うため時間がかかりますので、お早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。不在者投票を行うための請求書は、市ホームページ <http://www.city.ojiya.niigata.jp/> からダウンロードできます。

■病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票ができます。市内の指定施設は次のとおりです。

▽小千谷総合病院▽魚沼病院▽小千谷市養護老人ホーム▽小栗田の里▽春風堂▽水仙の家▽小千谷さくら病院▽おぢやさくら▽ケアハウスひう▽ときみずの家▽片貝さくら▽千谷島の家▽つつじガーデン小千谷

■郵便などによる不在者投票

身体に障がいがある方（身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方）や介護保険の被保険者（被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方）で、法律の要件に該当し、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けた方は、郵便などにより在宅で不在者投票ができます。

該当すると思われる方は、お早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

インターネットを使った選挙運動が解禁されます

■解禁される選挙運動

一般有権者は、ウェブサイト（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイトなど）を利用した選挙運動ができるようになります。

電子メールを利用した選挙運動は、候補者・政党のみ解禁されます。

■選挙運動ってなに？

「特定の選挙で、特定の候補者の当選を目的として投票をしてもらうための有利な活動」のことをいいます。

選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。未成年者は選挙運動をすることができません。

※「インターネットによる投票ができる制度」ではありませんので、ご注意ください。詳しくは、総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/> をご覧ください。



選挙公報を配布します

選挙公報は、7月12日（金）～18日（木）ころの間に各町内会を通じてお配りする予定です。お手元に届かないときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

ホームページで開票速報

新潟県選出議員選挙の開票状況を市ホームページで速報します。

最初に午後10時現在の開票状況を掲載し、その後は約30分ごとに更新します。



期日前投票はお早めに

仕事やお出かけなどで投票日当日に投票所へ投票できないと見込まれる方は、次のとおり期日前投票ができます。期日前投票は、土・日曜日でも投票できます。

■会場・期間・時間

会場	期間	時間
市役所1階第2談話室	7月5日（金） 7月20日（土）	午前8時30分 午後8時
片貝総合センター	7月15日（木） 7月20日（土）	午前8時30分 午後5時

郵便などによる不在者投票の請求期限は7月17日（水）（投票日の4日前まで）です。

■持ち物／入場券（お手元に届いている場合のみ）
※印鑑は必要ありません。

■期日前投票ができる方

- ① 投票日に、仕事や冠婚葬祭などの予定がある方
- ② 投票日に、旅行や病人の看護などにより、投票区の区域外に滞在する予定がある方
- ③ 病気や出産などで歩行が困難な方





投票区の投票所、区域と投票時間



各投票区の投票所などは、下表のとおりです。投票時間は、午前7時～午後8時ですが、一部の投票所は、投票所を閉じる時刻を繰り上げていますので、関係区域の方はご注意ください。

なお、投票所の位置マップを市のホームページ<http://www.city.ojya.niigata.jp/>に掲載しています。

●前回と投票所が変わる投票区／第24投票区（岩間木、首沢、荷頃）：「荷頃集会場」→「東山住民センター」

●投票時間が変わる投票区／

▷第3投票区（稗生集落開発センター）：「午前7時～午後8時」→「午前7時～午後7時」

▷第27投票区（岩沢住民センター）：「午前7時～午後7時」→「午前7時～午後6時」

投票区	投票所	区域（町名）	投票時間
第1	小千谷小学校西屋内運動場	上ノ山、土川、本町、平成、稻荷町、元町、日吉、船岡、栄町、若葉	午前7時～午後8時
第2	東小千谷体育センター	旭町、元中子、信濃町、山寺、木津団地、東栄、津山町	午前7時～午後8時
第3	稗生集落開発センター	稗生、横渡	午前7時～午後7時
第4	木津公会堂	木津町	午前7時～午後8時
第5	西中集落開発センター	山本、西中	午前7時～午後7時
第6	元池ヶ原保育園	池ヶ原、古田、池中新田	午前7時～午後6時
第7	塩殿ふれあいセンター	坪野(上)、細島、塩殿、卯ノ木	
第8	上片貝公会堂	上片貝	午前7時～午後7時
第9	吉谷小学校	打越、上村、水口、滝谷、藤田沢、高畑、茶合、四ツ子、谷内	
第10	二俣遯入集落開発センター	二俣、遯入	午前7時～午後6時
第11	小千谷市役所第2談話室	千谷川、城内、平沢	午前7時～午後8時
第12	山谷交流センター	山谷、坪野(下)	午前7時～午後6時
第13	西部開発センター	桜町(上)・(中)・(下)	午前7時～午後8時
第14	城山開発センター	時水、両新田、藪川	
第15	千谷センター	千谷	
第16	三仏生多目的集会センター	三仏生	
第17	小栗田多目的センター	小栗田	
第18	川井住民センター	川井本田、新田、真皿	午前7時～午後6時
第19	内ヶ巻集落開発センター	内ヶ巻	
第20	戸屋集会所	冬井、戸屋	
第21	浦柄公会堂	浦柄	
第22	金倉会館	中山（東山）、小栗山	
第23	朝日倶楽部	朝日、寺沢	
第24	東山住民センター	岩間木、首沢、荷頃	
第25	蘭木ふれあいセンター	蘭木	
第26	塩谷集落開発センター	塩谷	
第27	岩沢住民センター	桂、山谷（岩沢）	
第28	市ノ口公会堂	市ノ口	午前7時～午後7時
第29	岩山池之又集落センター	岩山、池之又	
第30	外之沢集会所	田代、小土山、外之沢	
第31	大池ふるさとセンター	大崩、池之平	午前7時～午後6時
第32	真人住民センター	上沢、万年、栗山、本村、干三、源藤山、石名坂、中山（真人）	
第33	克雪管理センター	芋坂、時之島	
第34	市之沢クラブ	市之沢	
第35	真人北部地域農業者等就業促進施設	山新田、芹久保、若栃	午前7時～午後8時
第36	北山集落センター	北山、孫四郎	
第37	片貝総合センター	一之町一区～五区、二之町、茶畑、町裏、表三之町、稻場、屋敷、四之町、高見、新屋敷、五之町、八島、沼田、山屋	午前7時～午後7時
第38	高梨振興会館	高梨、五辺	
第39	池津農村改善センター	池津	午前7時～午後6時
第40	鴻巣町会館	鴻巣	